

「インボイス制度説明会」及び「登録申請相談会」のご案内

事業者の皆様、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

また、各インボイス制度説明会開催後、引き続き個人の課税事業者の皆様を対象とする「登録申請相談会」を開催し、スマートフォンからe-Tax（SP版）を利用した登録申請を希望する方に対して、税務署の職員が登録申請手続きをサポートしますので、併せてご参加ください。

インボイス制度説明会

【主な内容】

- ・ インボイス制度の概要
- ・ 売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・ 登録申請の方法等

参加無料
事前登録制

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年5月17日 14時00分～ 15時00分	館林税務署（3階会議室） 館林市仲町 11-12	30名 （事前登録制）	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373
令和4年5月24日 14時00分～ 15時00分	館林税務署（3階会議室） 館林市仲町 11-12	30名 （事前登録制）	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373
令和4年6月7日 14時00分～ 15時00分	館林税務署（3階会議室） 館林市仲町 11-12	30名 （事前登録制）	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373
令和4年6月14日 14時00分～ 15時00分	館林税務署（3階会議室） 館林市仲町 11-12	30名 （事前登録制）	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

裏面へ続く

登録申請相談会

参加無料
事前登録制

【主な内容】

- ・ スマートフォンから e-Tax (SP 版) を利用する場合の操作方法

【持ち物】


- ・ スマートフォン
 - ・ マイナンバーカード
- ※ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書等のパスワードも必要となります。
- ※ スマートフォンを保有していない方でも、税務署のパソコンを利用する等により、登録申請手続きを税務署の職員がサポートしますのでご参加ください。

【相談会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年5月17日 15時00分～ 16時00分	館林税務署 (3階会議室) 館林市仲町 11-12	30名 (事前登録制)	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373
令和4年5月24日 15時00分～ 16時00分	館林税務署 (3階会議室) 館林市仲町 11-12	30名 (事前登録制)	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373
令和4年6月7日 15時00分～ 16時00分	館林税務署 (3階会議室) 館林市仲町 11-12	30名 (事前登録制)	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373
令和4年6月14日 15時00分～ 16時00分	館林税務署 (3階会議室) 館林市仲町 11-12	30名 (事前登録制)	館林税務署 法人課税第一部門 Tel0276-72-4373

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「消費税
のインボイス制度」をご覧ください。

 館林税務署

特設サイトへ

